令和７年度インターンシップ研修実施要領

和歌山県農林大学校林業研修部林業経営コース研修生（以下研修生という。）が、関心のある林業事業体での仕事を体験することにより、就業への意識の高まり、林業に関連する担い手として必要な勤労精神と社会性を学ぶ事を目的として下記のとおり実施する。

なお、研修生は下記の期間において、異なる３つの事業体にて就業体験を行うこととする。

記

１．期間及び時間

第１回：令和７年１０月２０日（月）から１１月３日（月）の内、１０日間

第２回：令和７年１２月８日（月）から１２月２１日（日）の内、１０日間

第３回：令和８年１月１９日（月）から２月１日（日）の内、１０日間

日ごとの研修時間については、原則として受入事業体の就業時間とする。

２．就業体験内容

事業体の経営管理等に関する事務作業及び山林等における現場作業を体験する。

体験業務及び作業内容については受入事業体が通常上記期間に行っている実務を体験するものとする。

受入事業体は、第１回の研修生を受け入れる場合、令和７年１０月８日（水） までに、第２回は令和７年１１月２６日（水）までに、第３回は令和８年１月７日（水）までに研修計画書（別記様式１）を林業研修部へ提出すること。

３．受入事業体の決定

　インターンシップ研修説明・面談会を実施した上で、研修生が希望する事業体で研修できるよう林業研修部が調整する。

　インターンシップ研修説明・面談会は、令和７年９月８日（月）及び９日（火）に実施する。

４．体験内容の記録

研修生は研修日誌（別記様式２）を作成し、各回業務体験終了後、林業研修部へ提出すること。

受入事業体は、研修記録簿（別記様式３）を作成し、業務体験終了後、林業研修部へ提出すること。

５．受入事業体の要件

令和８年度に求人予定のある和歌山県内の林業事業体とする。

６．その他

林業経営コース研修生は所定の普通傷害保険（賠償責任特約）に加入すること。

【参考】　保険の詳細について

○普通傷害保険（研修生個人で加入）

死亡・後遺障害：　1,460,000円

入院保険金日額：　3,500円

通院保険金日額：　2,200円

賠償責任：　100,000,000円

○賠償責任保険（学校でインターンシップ研修実施までに加入予定）

施設賠償

身体1名・1事故：　30,000,000円

財物1事故：　30,000,000円

保管物賠償

財物1事故：　30,000,000円